

## 【別紙 3】

### 人身取引対策行動計画（平成 16 年 12 月 7 日）（抄）

#### ・総合的・包括的な人身取引対策

#### 2. 人身取引を防止するための諸対策の推進

##### （3）「興行」の在留資格・査証の見直し

##### 在留資格「興行」に係る上陸許可基準の見直し・上陸審査及び在留審査の厳格化

在留資格「興行」で入国してきた者、特にフィリピン政府が発行する芸能人証明書の所持により上陸許可基準を満たすとして入国したフィリピン人に芸能人としての能力がなく人身取引の被害者となる者が多くいると認められることから、上陸許可基準を定めた「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令」のうち、法別表第一の二の表の興行の項の下欄に掲げる活動の項の一・イ・(1)の「外国の国若しくは地方公共団体又はこれらの準ずる公私の機関が認定した資格を有すること。」との基準を削除し、芸能人としての能力の有無について実質的な審査を行えるようにするとともに、その他の基準についても抜本的な見直しを行う。

また、招へい業者や出演店舗が人身取引に関与することがないように、上陸審査・在留審査の厳格化を図る。